

《キッズガーデン白ゆり》

運 営 規 程

第1章 総則

(施設の目的)

第1条 本園は児童福祉法に基づいて、3歳未満の乳幼児の小規模保育事業A型を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫する。
個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを理念とし、少人数制を活かした家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育・教育に取り組む。

(名称)

第3条 本園は『社会福祉法人白ゆり会 キッズガーデン白ゆり』とする。

(所在地)

第4条 本園を岡山市南区福富中2丁目5-7に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数)

第5条 本園に次の職員を置く。職員数は、法令に基づく認可基準を下回らない人数とする。

- (1) 園長（専任） 1 (2) 保育責任者 1 (3) 保育士 4 (4) 調理員 2
(5) 嘱託医 2 (6) 保育補助 0 ※員数については園児数により変動することがある。
前項の他に、必要に応じて園はその他の職種を定めることができる。

(職員の資格)

第6条 本園の職員は、岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に該当する者の中から理事長が任命する。但し、第5条の(2)(3)(4)(5)に該当する職員は、法令の定める資格要件を必要とする。

(職務の内容)

第7条 職員の職責は次の通りとする。

- (1) 園長は、保育園の円滑な運営及び所属職員を指揮監督する。

- (2) 主任保育士は、園長を補佐し、保育園業務を統轄する。
- (3) 保育士は、乳幼児の保育・教育を行い、年齢発達に応じた保育・教育内容の立案等及び記録を行う。
- (4) 調理員は、栄養管理、献立の立案、及び給食調理を行う。
- (5) 嘱託医は、乳幼児を診察し適切な健康管理の指示を行う。
- (6) 保育補助は、乳児の保育補助や環境整備を行い、園長の名を受けた職務を行う。

(職員心得)

第8条 職員は、日本国法令、本規定、就業規則及び守秘義務を遵守し、コンプライアンスの徹底と全ての人の人権を尊重し、社会福祉事業従事者として園長の指示に従い、誠実且つ公正に職務を行わなければならない。

(業務の質の評価)

第9条 本園は、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育について質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び園の自己評価については、年1回は行い、園の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第10条 本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第11条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

第3章 入所児童の処遇

(利用定員について)

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
3号認定	3名	8名	8名	19名

(保育の提供を行う日及び時間)

第13条 保育標準時間は、月曜日から土曜日の午前7時～午後6時迄とする。

2 保育短時間は、月曜日から土曜日の午前9時～午後5時迄とする。

3 共同保育について人数の少ないお盆・年末年始等は認定こども園白ゆりで保育を行う。

(登降園)

第14条 登降園は原則として保護者が行うこととする。

(保育内容)

第15条 本園では、次のような保育を行う。

(1) 乳幼児の基本的な生活習慣が身に付くよう保育を行う。

(2) 乳幼児の年齢・発達に応じた遊びから、心身ともに健康な身体になるよう保育を行う。

(3) 乳幼児を主体者とし、子どもが自らの可能性を伸ばせられるよう保育を行う。

(日課・年間行事)

第16条 日課・年間行事については別に定める。

(休日)

第17条 日曜日及び法令で定められた祝日

2 12月29・30・31日 / 1月1・2・3日 (年末年始休み)

(欠席)

第18条 本園に在籍する乳幼児が欠席する場合は、園長に届け出なければならない。

(休園)

第19条 本園に在籍する乳幼児及びその保護者が、法定伝染病に感染した場合、医師の治癒証明が提出される迄、園長は休園を命じる場合がある。

第20条 本園が自然災害(地震・台風・水害等)のため園の施設等安全に保育が出来ないと判断をしたとき園長は休園を命じる場合がある。

(保護者から受領する費用について)

第21条 保護者から受領する費用については、次のとおりとする。

1 岡山市が定める利用者負担額になります。また、3号認定で住民税非課税世帯の子どもも無償化の対象になります。

2 雑費

用品代 (別紙参照)

行事費 都度清算

スポーツ振興センター 240円※その他、園で東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険加入

(保護者との連絡)

第22条 本園は保育に関する全てに対して、保護者と緊密に連絡を行い、相互に協力しなくてはならない。

(保護者に対する支援)

第23条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(健康管理)

第24条 職員及び嘱託医は常に、入所乳幼児の健康に注意し年2回以上の健康診断を行い、結果を記録しておかなければならない。

(利用の開始と利用の終了)

第25条 本園の利用を開始するためには、居住する市町村で保育必要事由に該当する認定を受け、岡山市の利用調整を経て、施設利用決定を受ける必要がある。また、保護者には、事前に施設見学を行い、運営方針や保育内容等の理解を必要とする。

2 本園の利用は、以下の理由により終了する。

(1) 満3歳の誕生日をむかえた年度末まで

(2) 保護者の保育事由がなくなったとき

(3) 保護者から退園の届出があったとき(退園届けは、退園希望月の前月20日までに提出のこと)

(4) その他、本園の利用継続にあたり重大な支障や、利用継続困難な理由があるとき

第4章 緊急時の対応方法及び災害対策

(緊急時等における対応方法)

第26条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者及び岡山市担当課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第27条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(安全対策と事故防止)

第28条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 本園は、法人が策定する「安全管理マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、国・岡山市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第29条 本園では、園児に対する健康診断を年2回以上行い、記録をしておかなければならない。

2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

第5章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第30条 乳幼児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第31条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による、利用の子どもに対する虐待等の行為を禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条(2)における虐待等の行為とは児童福祉法第33条10各号に掲げる行為をいう。

3 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法

律の規定に従い、岡山市担当課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第32条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

第6章 連携施設について

(連携施設)

第33条 本園の連携施設は、認定こども園白ゆりとし、次のような内容とする。

- (1) 満3歳に達して卒園する園児の受け入れ
- (2) 利用乳幼児に集団保育を体験するための交流保育と、その他職員の相談や研修を行う。
- (3) 必要に応じて代替保育を提供する(職員の病気、休暇等)。

(附則事項)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。